

○船橋市看護師等養成修学資金貸付条例

昭和53年12月27日
条例第44号

船橋市看護師等養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校又は養成所に修学する者で、将来市内の病院その他の施設に看護師等として勤務しようとするものに対し、看護師等養成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、修学を容易にし、もって市内における看護師等の不足の解消に資することを目的とする。

(貸付けの要件)

第2条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の大学、同条第2号の学校、同条第3号の看護師養成所若しくは同条第4号に規定する大学、学校若しくは養成所又は同法第22条第1号の学校若しくは同条第2号の准看護師養成所（以下これらを「看護学校等」という。）に修学する者
 - (2) 看護学校等を卒業した日から1年2月以内に看護師等の免許を取得しようとする者
 - (3) 看護師等の免許を取得後、引き続き看護学校等の正規の修学期間（以下「修学期間」という。）以上市内の病院その他の規則で定める施設（以下「指定施設」という。）に看護師等として勤務しようとする者
- 2 前項の規定にかかわらず、看護師等の養成を目的とする他の貸付け等を受けている場合（将来指定施設に看護師等として勤務しようとするために当該貸付け等を受けている場合を除く。）は、修学資金の貸付けを受けることができない。

(貸付金額)

第3条 修学資金の貸付金額は、月額3万円とする。

(貸付期間)

第4条 修学資金の貸付期間は、第6条の規定による通知に定められた月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者の修学期間が修了する月までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸付申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に申請しなければならない。

(貸付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による貸付申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付けの取消等)

第7条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けを取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 修学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(貸付けの停止)

第8条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者が休学し、又は停学処分を受けたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由の消滅した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを停止するものとする。

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第7条第2号又は第3号の規定により、修学資金の貸付けが取り消されたとき。
- (2) 看護学校等を卒業してから1年2月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき。
- (3) 看護師等の免許を取得してから直ちに指定施設に看護師等として勤務しなかったとき。
- (4) 指定施設に勤務して当該貸付けを受けている者の修学期間未滿で看護師等を辞めたとき。

2 修学資金は、返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間内に返還しなければならない。

(返還の猶予)

第10条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由が継続する期間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 第7条第2号又は第3号の規定により修学資金の貸付けが取り消された後も引き続き看護学校等に在学しているとき。
- (2) 看護学校等を卒業後、引き続き他の看護学校等又は保健師助産師看護師法第19条第1号の学校若しくは同条第2号の保健師養成所若しくは同法第20条第1号の学校若しくは同条第2号の助産師養成所（以下「保健師学校等」という。）に修学しているとき。
- (3) 看護学校等を卒業後、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（以下「大学院」という。）の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程（以下「大学院修士課程」という。）又は大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする博士課程（以下「大学院博士課程」という。）において修学しているとき。
- (4) 大学院修士課程を修了後、大学院博士課程において修学しているとき。
- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき。

2 前項に規定するもののほか、前項第2号の規定による返還の猶予を受けた者が保健師学校等を卒業後、直ちに指定施設に保健師又は助産師として勤務している場合であって市長が必要と認めるときは、返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第11条 市長は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、

は、貸し付けた修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 看護学校等を卒業した日から1年2月以内に看護師等の免許を取得し、引き続き当該貸付けを受けている者の修学期間以上看護師等として指定施設に勤務したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項に規定するもののほか、前条第2項の規定による返還の猶予を受けている者が当該者の修学期間以上指定施設に勤務した場合であって市長が必要と認めるときは、貸し付けた修学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が定める。